

別表第4 特定建設作業（第9条関係）

1 騒音に係る特定建設作業

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のもに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のもに限る。）を使用する作業。
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のもに限る。）を使用する作業。
- 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のもに限る。）を使用する作業。

備考 この表に掲げる作業は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる作業を除く。

2 振動に係る特定建設作業

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

備考 この表に掲げる作業は、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる作業を除く。